

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

1 国際戦略局事業展開技術課の設置

国際戦略局に事業展開技術課を設置するとともに、その所掌事務を定める。(第六十七条、第六十九条及び第七十二条関係)

2 国際戦略局参事官の廃止等

国際戦略局参事官を廃止するとともに、その所掌事務を同局国際戦略課へ移管する。(第六十七条、第六十八条及び改正前の第七十五条関係)

3 情報流通行政局参事官の設置等

情報流通行政局地域通信振興課を廃止するとともに、その所掌事務を同局に設置する参事官へ移管する。(第七十六条、第八十一条及び第八十六条関係)

4 その他規定の整備をする。

5 この政令は、令和八年八月四日から施行する。(改正令附則関係)